

消費税率の引き上げに伴う利用料金改定のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、令和元年10月1日から吉見総合運動公園の利用料金を下記の通り改定します。

10月1日以降のご利用につきましては、9月30日以前に利用申請(予約)を受け付けた場合であつても改定後の新料金が適用されます。

皆様のご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

■ 施設料金表

有料施設名	区分		単位		現行料金 (円)	新料金 (円)
野球場	県内	一般	一面	2時間	820	830
				半日	1,440	1,460
				1日	2,880	2,930
		学生等	一面	2時間	410	改定なし
				半日	720	730
				1日	1,440	1,460
	県外	一般	一面	2時間	1,230	1,250
				半日	2,160	2,200
				1日	4,320	4,400
		学生等	一面	2時間	620	630
				半日	1,080	1,100
				1日	2,160	2,200
テニスコート	県内	一般	一面	2時間	510	改定なし
				半日	980	990
				1日	1,950	1,980
		学生等	一面	2時間	310	改定なし
				半日	460	改定なし
				1日	930	940
	県外	一般	一面	2時間	820	830
				半日	1,440	1,460
				1日	2,880	2,930
		学生等	一面	2時間	410	改定なし
				半日	720	730
				1日	1,440	1,460
サッカー場	県内	一般	一面	2時間	820	830
				半日	1,440	1,460
				1日	2,880	2,930
		学生等	一面	2時間	410	改定なし
				半日	720	730
				1日	1,440	1,460
	県外	一般	一面	2時間	1,230	1,250
				半日	2,160	2,200
				1日	4,320	4,400
		学生等	一面	2時間	620	630
				半日	1,080	1,100
				1日	2,160	2,200

有料施設名	区分		単位		現行料金 (円)	新料金 (円)
フットサル場	県内	一般	一面	2時間	510	改定なし
				半日	980	990
				1日	1,950	1,980
		学生等	一面	2時間	310	改定なし
				半日	460	改定なし
				1日	930	940
	県外	一般	一面	2時間	820	830
				半日	1,440	1,460
				1日	2,880	2,930
		学生等	一面	2時間	410	改定なし
				半日	720	730
				1日	1,440	1,460
パークゴルフ場	回数券		6枚つづり		3,000	改定なし
	県内	一般	1日	600	改定なし	
		学生等	1日	300	改定なし	
	県外	一般	1日	1,000	改定なし	
		学生等	1日	500	改定なし	

※国又は地方公共団体(同等の団体含む)が主催する事業に使用する場合は無料とし、
共催する事業に使用する場合は1/2減額とする。

※上記表中の「学生等」とは、学生、生徒、児童若しくは学校教育法(昭和22年法律第26号)
の規定による学校の利用の場合とする。

※半日とは午前8時30分から午後0時30分まで、午後1時から午後5時までのいずれかとし、
1日とは午前8時30分から午後5時までとする。

※参加者を募り、参加者から入場料、参加料、コーチ代などの名目で参加料を徴収するなどの営業目的をもって
利用する場合は上記金額の他に行為許可利用料を加算するものとする。

※「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」(昭和58年条例第8号)第3条に
規定する者が利用する場合は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に
関する条例施行規則」(昭和58年規則第32号)で定める額を減免する。

■ 行為許可料金表

行為の種類		単位		現行料金 (円)	新料金 (円)
物品の販売及びこれらに類する行為	営業行為としての販売	1m ²	半日	8	改定なし
			1日	16	改定なし
	フリーマーケット	1m ²	半日	7	改定なし
			1日	14	改定なし
写真の撮影	1件	半日	360	改定なし	
		1日	730	740	
映画等の撮影	1件	半日	14,610	14,800	
		1日	29,310	29,800	
興業及びこれらに類する行為	1m ²	1日	20	改定なし	
競技会、展覧会、博覧会その他これらに類する催し	1m ²	1日	12	改定なし	
広告物の表示	1m ² (表示面積)	1日	2,060	2,090	

※国又は地方公共団体(同等の団体含む)が主催する事業に使用する場合は無料とし、
共催する事業に使用する場合は1/2減額とする。

※半日とは午前8時30分から午後0時30分まで、午後1時から午後5時までのいずれかとし、
1日とは午前8時30分から午後5時までとする。

※表の行為許可のうち「興行及びこれらに類する行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を口
行い、かつ、入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、
入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の13.2に相当する額又は109,875円のいずれかの
高い額とする。